

業庫第85号
2021年9月21日

代理店引受金融機関本部 御中

日本銀行業務局

統合国庫記帳システムのユーザーIDの管理方法の見直しについて

代理店事務につきましては、平素格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、日本銀行では、これまで代理店事務の合理化・効率化の一環として、国庫金の受払等に関する後方事務の集約化などを可能としてきましたが、今般、統合国庫記帳システムのユーザーID（権限者とオペレータの両方）の管理方法を別紙のとおり見直し、代理店事務運営の一層の効率化を図ることとしましたので、ご連絡します。

本件見直しに伴い、本年10月以降、ユーザーIDの登録内容を順次変更する必要がありますが、これにかかる具体的な作業内容等は、後日改めてご連絡します。

ご不明な点等がございましたら、下記照会先まで何なりとご照会ください。

以 上

【本件にかかる照会先】

日本銀行業務局総務課国庫業務企画グループ
03-3277-3793 （藤原、池邊、本間、平山）

統合国庫記帳システムのユーザーID管理方法の見直し

1. 見直しの内容

統合国庫記帳システムのユーザーID（以下「ID」といいます。）については、現在、利用者個人単位でシステム登録しており、利用者が交替となる都度、日本銀行に対しIDの登録や抹消を依頼する手続きとなっております。これを、見直し後は代理店単位でシステム登録することとし、代理店引受金融機関に設置したID管理簿に利用者への貸与・返却等を記録する扱いに変更することで、ユーザー数に増減がなければ（利用者の交替であれば）、日本銀行へのIDの登録・抹消依頼は不要¹とします。

これにより、IDの登録等依頼の手続きに関する負担の軽減、災害等発生時の業務継続における利用者への柔軟かつ迅速なID付与など、代理店の事務運営面における合理化・効率化や業務継続力の強化が図られるものと考えております。

本件見直し後の具体的な内容は次のとおりです（見直し後におけるIDの管理イメージは、別添ご参照）。見直しは現行の管理体制を大きく変更するものではありませんが、ID管理簿への記入は日本銀行へのIDの登録・抹消依頼に代わりご対応いただく事務ですので、堅確に行っていただきますようお願いいたします。

① ID管理簿によるID管理

現在、利用者個人単位でシステム登録（例：ユーザーID「a00001」、利用者氏名「ニチギン タロウ」と登録）しているIDを代理店単位に登録（例：＜虎ノ門代理店の場合＞ユーザーID「a00001」、利用者氏名「虎ノ門A」（各代理店、オペレータ／権限者毎に共通名で統一）と登録）替えしたうえで、ID管理簿に利用者（例：日銀太郎）や貸与日等を記録する扱いに変更します（ID管理簿の書式例は別途ご連絡します。）。

② ID管理の責任者と管理体制等

ID管理簿によるID管理は、代理店本部（複数の本部を設置している金融機関はその本部毎）の責任者（以下「責任者」といいます。）に行っていただきます。

責任者は、利用者が交替となる際には、利用者からIDおよび同IDに

¹ ただし、ユーザー数の変更やパスワードの忘失等の際には、現行と同様、責任者（管理者を含む）から日本銀行への作業依頼を行っていただきます。

かかるパスワードの返却を受けた後、新たな利用者にIDを貸与し、同IDにかかるパスワードの変更を依頼するとともに、ID管理簿に必要事項を記入する運用となります²。

責任者には、前述のID管理簿による管理体制等について明らかにするなど、各金融機関の実情に合わせて体制を整えていただきます。

なお、代理店等に責任者の代理者を置くことも可能とします。

2. 今後のスケジュール

本件見直しにあたっては、日本銀行において移行作業（システム上の登録替え）を行います。移行の作業期間として2021年10月から2022年3月までを予定しており、移行期間中にすべての代理店を対象³として順次作業を行う予定です。

移行タイミングは今後ご連絡（通知）させていただきますが、各金融機関におかれては、予め上記1. ②の準備（責任者の任命や管理体制の整備）を進めていただくようお願いします。

移行作業についての現時点での主なスケジュールは以下のとおりです。

なお、本件にかかる規程改正は、追って実施する予定です。

2021年10月上旬	移行作業にかかるご連絡（通知） —— 登録替えを行う対象のIDや登録内容等をご連絡します。
2021年10月中旬～	移行作業 —— 各金融機関に対して移行タイミングを事前にご連絡する予定です。 —— 移行時は、現行と同じユーザー数での切り替えを想定しています。本件見直しを契機としてID本数の変更を希望される場合には、移行作業の完了後に申請を受け付ける予定です。
～2022年3月 (2021年度内)	全代理店のID移行作業完了

以上

² 現行でも、責任者の管理のもと、利用者の任命や利用者毎のID利用状況（貸与者、貸与日等）の確認（即ち、本件見直し後に置きかえれば、ID管理簿に記載すべき情報を判断・管理すること）を既に行っていたため、この点は、見直し後において大きく変更されるものではありません。

³ ただし、本年度中に廃止予定の代理店については、本件見直しの対象外とします。

見直し後における I D の管理イメージ

